

令和5年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

② 水と緑の森づくり税を活用した生活環境を守る森づくり

(1) 事業目的

水源かん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

(2) 取組状況

水と緑の森づくり税を財源とした「再生の森事業」により平成17年度から令和4年度までに合計10,862haの荒廃森林を伐採し、荒廃森林の再生に取り組みました。

また、「集落周辺里山整備事業」により、令和2年度は5集落、令和3年度は6集落、令和4年度は9集落の荒廃里山林を整備しました。令和5年度以降さらに取組を推進していきます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5166